

掛川市条例第3号

掛川市情報公開・個人情報保護審査会条例をここに公布する。

令和5年3月6日

掛川市長

(別紙)

掛川市情報公開・個人情報保護審査会条例

目次

第1章 総則（第1条）

第2章 設置及び組織（第2条－第5条）

第3章 審査会の調査審議の手続

第1節 審査請求に関する調査審議の手続（第6条－第12条）

第2節 個人情報の取扱いに関する調査審議の手続（第13条）

第4章 雑則（第14条・第15条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、掛川市情報公開・個人情報保護審査会の設置及び組織並びに調査審議の手続等について定めるものとする。

第2章 設置及び組織

（設置）

第2条 次に掲げる法律又は条例の規定による諮問に応じ審査請求及び個人情報の取扱いについて調査審議するため、掛川市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置く。

(1) 掛川市情報公開条例（平成17年掛川市条例第15号。以下「情報公開条例」という。）第17条第1項

(2) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）第105条第3項において準用する同条第1項

(3) 掛川市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年掛川市条例第 号。以下「個人情報保護条例」という。）第7条

(4) 掛川市議会の保有する個人情報の保護に関する条例（令和5年掛川市条例第 号。以下「議会個人情報保護条例」という。）第45条第1項

(5) 議会個人情報保護条例第50条

（組織）

第3条 審査会は、委員5人以内で組織する。

（委員）

第4条 委員は、優れた識見を有する者のうちから、市長が任命する。

- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。
- 4 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(会長)

第5条 審査会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。
- 3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

第3章 審査会の調査審議の手続

第1節 審査請求に関する調査審議の手続

(定義)

第6条 この節において「諮問庁」とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 情報公開条例第17条第1項の規定により審査会に諮問をした実施機関（情報公開条例第2条第1号の実施機関をいう。）
- (2) 個人情報保護法第105条第3項において準用する同条第1項の規定により審査会に諮問をした実施機関等（個人情報保護条例第2条第2項の実施機関等をいう。）
- (3) 議会個人情報保護条例第45条第1項の規定により審査会に諮問をした議長

2 この節において「公文書」とは、情報公開条例第12条第1項の開示決定等に係る公文書（情報公開条例第2条第2号の公文書をいう。）をいう。

3 この節において「保有個人情報」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 個人情報保護法第78条第1項第4号、第94条第1項又は第102条第1項の開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る保有個人情報（個人情報保護法第60条第1項の保有個人情報のうち同項の地方公共団体等行政文書に記録されているものをいう。）
- (2) 議会個人情報保護条例第20条第5号ア、第35条第1項又は第42条第1項の開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る保有個人情報（議会個人情報保護条例第2条第4項の保有個人情報をいう。）

(審査会の調査権限)

第7条 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、公文書又は保有個人情報の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された公文書又は保有個人情報の開示を求めることができない。

2 諮問庁は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。

3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、公文書に記録されている情報又は保有個人情報に含まれている情報の内容を審査会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人（行政不服審査法（平成26年法律第68号）第13条第4項の参加人をいう。以下同じ。）又は諮問庁（以下「審査請求人等」という。）に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させることその他必要な調査をすることができる。

（意見の陳述）

第8条 審査会は、審査請求人等から申立てがあったときは、当該審査請求人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項本文の場合においては、審査請求人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

（意見書等の提出）

第9条 審査請求人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

（提出資料の写しの送付等）

第10条 審査会は、第7条第3項若しくは第4項又は前条の規定による意見書又は資料の提出があったときは、当該意見書又は資料の写し（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この項及び次項において同じ。）にあつては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面）を当該意見書又は資料を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるとき、その他正当な理由があるときは、この限りでない。

2 審査請求人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料の閲覧（電磁的記録にあつては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧）を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。

3 審査会は、第1項の規定による送付をし、又は前項の規定による閲覧をさせようとするときは、

当該送付又は閲覧に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かななければならない。
ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

4 審査会は、第2項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。

(調査審議手続の非公開)

第11条 審査会の行う審査請求に係る調査審議の手続は、公開しない。

(答申書の送付等)

第12条 審査会は、審査請求に係る諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

第2節 個人情報の取扱いに関する調査審議の手続

(個人情報の適正な取扱いの確保に関する調査審議)

第13条 審査会は、第2条第3号に掲げる規定による諮問に応じ調査審議するため必要があると認めるときは実施機関に対し、同条第5号に掲げる規定による諮問に応じ調査審議するため必要があると認めるときは議会に対し、資料又は意見の提出、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 審査会は、第2条第3号に掲げる規定による諮問に応じ調査審議するため特に必要があると認めるときは実施機関以外の者に対し、同条第5号に掲げる規定による諮問に応じ調査審議するため特に必要があると認めるときは議会以外の者に対し、必要な協力を依頼することができる。

第4章 雑則

(委任)

第14条 この条例に定めるもののほか、審査会に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第15条 第4条第4項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(情報公開条例の一部改正)

2 情報公開条例の一部を次のように改正する。

目次中「第29条」を「第28条」に改める。

第7条第2号ウ中「氏名」を「当該職務遂行の内容」に改める。

第7条第2号の次に次の1号を加える。

(2)の2 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第60条第3項に規定する行政機関等匿名加工情報（同条第4項に規定する行政機関等匿名加工情報ファイルを構成するものに限る。以下「行政機関等匿名加工情報」という。）又は行政機関等匿名加工情報の作成に用いた同条第1項に規定する保有個人情報から削除した同法第2条第1項第1号に規定する記述等若しくは同条第2項に規定する個人識別符号

第9条中「第7条第1号」の次に「及び第2号の2」を加える。

第12条第1項中「起算して15日以内」を「14日以内」に改める。

第13条中「起算して45日以内」を「44日以内」に改める。

第17条第1項中「掛川市情報公開審査会」を「掛川市情報公開・個人情報保護審査会（第19条の5において「審査会」という。）」に改める。

第17条の2中「（以下「諮問庁」という。）」を削る。

第18条から第19条の4までを次のように改める。

第18条から第19条の4まで 削除

第29条を削る。

（情報公開条例の一部改正に伴う経過措置）

- 3 この条例の施行前に前項の規定による改正前の情報公開条例（以下「旧条例」という。）第18条の掛川市情報公開審査会（以下「旧審査会」という。）にされた諮問で、この条例の施行の際当該諮問に対する答申がされていないものは、審査会にされた諮問とみなす。この場合において、当該諮問について旧審査会がした調査審議の手続は、審査会がした調査審議の手続とみなす。
- 4 旧審査会の委員であった者に係る旧条例第18条第7項の規定による職務上知り得た秘密を漏らしてはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。